

石木ダム

県、家屋の収用裁決申請へ

4世帯分25日から準備

反対地権者「焦りの表れ」

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、県は21日、反

対地権者13世帯のうち4世帯の家屋を含むダム本体予定地(計約3万平方メートル)

について、25日から収用裁決申請に向けた手続きに入る」と発表した。一方、反対地

権者たちは「団結を崩そうとする横暴なやり方には屈しない」と結束を強めた。手続き開始の告示後、1年以内に県が地権者から同意を得られない場合、家屋などの強制収用につながる可能性もある。

今回の対象地は、昨年9月に告示された事業認定の効力を発生させる手続きを保留していた。記者会見で県

土木部は「裁決申請の準備に期間を要するため、手続きに入る。残る未買収地についても、段階的に手続きを行っていきたい」と説明した。この日は、県が反対派に対してダム付け替え道路着工の妨害行為の禁止を求め、る仮処分申し立ての第3回審尋が、長崎地裁佐世保支部で開かれた。終了後の反対派集会で、馬奈木昭雄弁

護士は県の家屋収用に向けた動きを「道路を着工できない焦りの表れ」と指摘。家屋が収用裁決申請に向けた手続きの対象になるとみられる地権者の1人は「県は個別攻撃で私たちを分断させたいのだろうが、危機感はない」と言い切った。次回審尋は12月8日に開き、審理を終える見込み。(緒方秀一郎、宮崎智明)